

## 広島県農業再生協議会事務処理規程

平成16年	3月26日	制定
平成19年	4月10日	改正
平成20年	2月20日	改正
平成20年	12月8日	改正
平成21年	2月23日	改正
平成21年	4月14日	改正
平成21年	7月10日	改正
平成22年	4月26日	改正
平成23年	6月14日	改正
平成23年	9月12日	改正
平成25年	3月19日	改正
平成25年	5月29日	改正
平成26年	2月25日	改正
平成27年	2月13日	改正
平成27年	5月22日	改正
平成29年	6月14日	改正
平成30年	6月14日	改正
令和2年	6月11日	改正
令和3年	3月26日	改正
令和4年	2月18日	改正
令和4年	6月14日	改正
令和4年	9月8日	改正
令和5年	3月16日	改正
令和5年	6月13日	改正
令和6年	3月27日	改正

### (目的)

第1条 この規程は、広島県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

### (事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

### (事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務
- (2) 経営所得安定対策等推進事業の指導助言に係る事務
- (3) 収入減少影響緩和対策の実施に係る事務

- (4) 水田活用直接支払交付金に係る事務
- (5) 施設園芸等燃料価格高騰対策の実施に係る事務
- (6) 肥料価格高騰対策事業の実施に係る事務
- (7) 国内肥料資源活用総合支援事業の実施に係る事務
- (8) その他県協議会の執行に必要な事務

2 前項に掲げる事務の責任者は次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第6号に係る収入支出に関すること（10万円未満の収入支出に関することを除く）及び第7号に係る事務は、事務局長を事務責任者とする。
- (2) 前項第1号から第6号に係る事務（10万円以上の収入支出に関することを除く）は、事務局次長を事務責任者とする。

3 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る県協議会文書取扱規程第5条の文書管理責任者及び当該事務の区分に係る県協議会会計処理規程第8条の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 県協議会の設立総会における議決事項は、本規約に基づく議決事項とすることができるものとする。

附則

- 1 この規程の改正は、平成19年4月10日から施行する。
- 2 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。

附則

この規程の改正は、平成20年2月20日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成20年12月8日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成21年2月23日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成21年4月14日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成21年7月10日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成22年4月26日から施行する。
- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、平成23年6月14日から施行する。
- 2 平成22年産の取組に係る戸別所得補償モデル対策、作付拡大条件不利補正対策、耕畜連携粗飼料増産対策及び自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業については、なお従前の例による。

附則

この規程の改正は、平成23年9月12日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成25年3月19日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成25年5月29日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成26年2月25日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成27年2月13日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成27年5月22日から施行する。
- 2 平成25年産の取組に係る大豆・麦等生産体制緊急整備事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、平成29年6月14日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成30年6月14日から施行する。
- 2 平成27年産の取組に係る稲作農業の体質強化緊急対策事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、令和2年6月11日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和3年3月26日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和4年2月18日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和4年6月14日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和4年9月8日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和5年3月16日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和5年6月13日から施行する。
- 2 令和2年度、令和3年度及び令和4年度 of 取組に係る高収益作物次期作支援事業については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度及び令和4年度に係る新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業については、なお、従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、令和6年3月27日から施行する。